

群馬県情報公開審議会審議要領

（平成13年 6月11日）
審議会決定

改正 平成18年 4月 1日

改正 平成21年 9月30日

改正 平成31年 3月 日

（趣旨）

第1条 この要領は、群馬県情報公開審議会規則（平成12年群馬県規則第124号）
第4条の規定に基づき、群馬県情報公開審議会（以下「審議会」という。）の運営
に関して必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議は公開するものとする。ただし、会議において取り扱う情報が群
馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第14
条各号のいずれかに該当するものとして、審議会が公開しない旨を議決したときは、
この限りでない。

（議事録の作成及び公表）

第3条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録には、会長及び会長が議事に先立ち指定する委員1名が署名する。

3 議事録の公開は、県民センターにおいて当該議事録の写しを閲覧に供すること及
び県ホームページへ掲載することにより行うものとする。

（委任）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定めるも
のとする。

附 則

この要領は、平成13年6月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成31年3月 日から施行する。